男女共同参画だより

問い合わせ先 男女共同参画推進課 TEL(36)0048

FAX(36)0270 男女共同参画推進センター 「ゆい」

TEL(36)0250 FAX(36)0269

(配偶者や恋人など)

被害者の特徴

力を振るうものです。そ こには、「相手は自分に 支配関係を保つために暴 **ゆうべき**」 加害者は、家庭内での 心理パ 「養ってやっ 多一 シ

振るわれる暴力のこと

にある(あった)人から

と感じ、さらに状況悪化 を招くことがあります。 とを誰かに指摘されると 自分が否定されている」

傾向があります。そのこ

や愛情表現と考えている

力をふるい、このことを 繰り返して次第にエスカ 者や恋人など親密な関係 レートしていきます。 しばらくすると、また暴 (*1) DVとは、配偶

ません。あくまでも教育 Vをしている認識があり 加害者には、自分がD 加害者の特徴 らせようとします。 害者が反論することは許 などと言うと、 は暴力という手段で分か されないことで、 根本にあるからです。 ている」などの考え方が 家に帰る」「別れたい」 例えば、被害者が「実 加害者 被

被害者の

暴力をふるったことを謝 ようになります。しかし、 優しい言葉をかける 加害者は うことがあります。 されると、安心してしま に慣れ、愛情表現だとし す。長年生活を共にして 付かないケースがありま を受けていることに気が て受け入れ、次に優しく いると暴力を受けること また、暴力の被害を認 被害者は、自分が暴力

ら離れたいと思って ります。 ません。

識していても、現状の生 スもあります。加害者 活から抜けられないケー

加害者の

2つのケース 子ども ~ の影響

まうケースも少なくあ 連鎖」を引き起こしてし をふるってしまう「負 なり、パートナーに暴力 経験した子どもが大人に きな傷を与えることにな が暴力を受けた、受けな けています。子ども自身 すが、子どもも影響を受 いにかかわらず、心に大 人のことと思われがちで また、親同士のDVを パートナー2 と感じていませんか。自 訳で、「もう暴力は嫌だ」 は暴力をふるい、支配し していませんか。悪いの などは一緒にいたい言い れる」「優しい時もある も、あなた自身が変わる 加害者を変えることより ようとする加害者です。 分が間違っていると錯覚 自分の心を大切に いつかは変わってく

講師

高木里美

つさん

(NPO法人福岡ジェ

ンダー研究所)

(5カ月~

*11 月18 日

要予約

就学前) 託児

演会~わたしたちにでき 【児童虐待·DV防止

経済的暴力

ること~】

待、DV防止のため、わ推進月間」です。児童虐 講無料。 日時 考えていきましょう。 ●日時 11月26日(金) ・場所 市民活動交流館 ・特~同8時30分実施 ・特~同8時30分実施 たしたちにできることを 的ホー 受

誰でも相談できます

* 予約は里女共同参画推進センター **☆**(36)0250±で

* ア約は男女共向参画推進センター 公 (36) U 2 5 U ま C				
就業相談 *要事前予約 就職に関しての相談や助言を実施します。 職業あっせんはしていません	毎月 第3水曜日	10:00~12:00		
法律相談 *要事前予約 (女性の弁護士が離婚など女性を取り巻く 問題の相談を受けます)	毎月 第3火曜日	13:00~16:00		
こころと生き方相談 * 要事前予約 (家庭や夫婦間での心配ごと相談)	第1~第4 木曜日	13:00~17:00		
むなかたホットライン (電話相談) (専門カウンセラーによる心配ごと相談) ☎093(561)5737	毎週水曜日	10:00~17:00		

す。あなたも、 者や被害者の行動や心理を紹介しま 日は「女性に対する暴力撤廃国際日」 との関係を見 に、パートナー です。今回は、ドメスティック・ イオレンス (DV) (*1) る暴力をなくす運動期間」で、 め直してみ 11月12日~同25日は「女性に対す この期間をきっ

の加害

目に思い当たる人はいま ているのは、自分が悪また、「相手を怒ら なくありません。 から」と錯覚する人も少

⑤けんかにならないよう ④パートナーが正当性 ③狭い空間に一緒にいる ②パートナーに自分の意 ①理不尽な理由で怒られ 見・主張ができない と不安を感じる ば終わると思っている ているが、自分が謝れ 主張すると納得する 次の項

どと考える傾向にありま に常に気を遣っている 暴力の種類 具体例 殴る、ける、物を投げつける、首を絞めるなど 身体的暴力 交友関係や電話 大声で怒鳴る、 侮辱する、 無視する、 精神的暴力 の内容を細かくチェックするなど 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する 性的暴力 ポルノビデオや雑誌を無理やり見せるなど

生活費を渡さない、仕事に就かせてくれないなど

時的な感情での暴力 被害者は、「パートナー いずれなくなる」な 0 ります。 かに身寄りがない」なども 一両親かいない」「ほ ら抜け出せないこともあ の理由で、被害の環境か [暴力の内容]

方針決定過程に女性の参画拡大 性委員の比率が県内で4年連続1位

審議会などに占める女性委員の比率 (県内の上位5自治体)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1位	宗像市 (38.5%)	宗像市 (35.9%)	宗像市 (38.1%)	宗像市 (39.0%)
2位	上毛町 (35.2%)	筑前町 (33.9%)	久留米市 (35.4%)	筑前町 (38.4%)
3位	春日市 (33.9%)	久留米市 (33.5%)	古賀市 (34.5%)	福津市 (37.4%)
4位	北九州市 (32.3%)	古賀市 (32.5%)	福津市 志免町 (34.4%)	久留米市 (37.1%)
5位	福津市 (31.9%)	福津市 (32.4%)		古賀市 (34.5%)

市では、男女それぞれ の視点からの意見がま ちづくりに反映できる よう、審議会などに女性 を積極的に登用。女性委 員の比率は、県内の自治 体で4年連続1位です。 方針を決定する会議な どに女性が参加するこ とは、男女共同参画社会 の根幹となる大切なこ とです(表1参照)。

*国の発表は毎年11月

市コミュニティ運営協議会に占める グラフ1 女性役員の比率の推移 20.0% 18.0% 14.9% 16.0% 13.1% 14.0% 12.0% 12.0% 10.0% 平成20年度 平成21年度 平成22年度

また、各地区コミュニティ運営協議会でも、女性役員の参画が進められていま す(グラフ1参照)。